

平成28年度に実施した個別指導において保険医療機関（歯科）に改善を求めた主な指摘事項

四国厚生支局

平成29年8月

目 次

I 保険診療等に関する事項

1	診療録等	1
2	基本診療料等	2
3	医学管理等	2
4	検査	3
5	画像診断	3
6	リハビリテーション	4
7	歯周治療	4
8	処置	5
9	手術	5
10	麻酔	6
11	歯冠修復及び欠損補綴	6
12	在宅医療	7
13	その他	7

II 診療報酬の請求等に関する事項

1	届出事項	7
2	掲示事項	7
3	診療報酬請求	8
4	一部負担金等	8
5	その他	8

I 保険診療等に関する事項

1 診療録等

(1) 診療録

- ① 診療録は保険請求の根拠であることを認識し、必要な事項の記載を十分に行うこと。
- ② 診療録の記載方法、記載内容について、判読しやすい丁寧な記載に努めること。
- ③ 複数の保険医が従事する保険医療機関においては、診療の責任の所在を明確にするために、担当医は診療録を記載した後、署名又は記名押印を行うこと。
- ④ パーソナルコンピュータ等OA機器により作成した診療録の記載方法、記載内容に不適切な例が認められたので改めること。
 - ・ 記名無く押印のみ
- ⑤ 診療録第1面（療担規則様式第一号（二）の1）の記載内容に不備が認められたので、必要な事項を適切に記載すること。
 - ・ 部位、傷病名、開始年月日、終了年月日、転帰、主訴、口腔内所見の記載不備が認められた。
 - ・ 傷病名の適切な整理の不履行が認められた。
 - ・ 傷病名に「P」、「C」の略称を使用していた。（重症度の記載がなかった。）
 - ・ 検査結果等と一致しない傷病名（全顎P2）を記載していた。
 - ・ 検査結果等と一致しない歯周炎病名を記載していた。
- ⑥ 診療録第2面以降（療担規則様式第一号（二）の2）の記載内容に不備が認められたので、必要な事項を適切に記載すること。
 - ・ 症状、所見、検査結果（歯周病検査、平行測定）、画像診断所見、経過、医学管理等の内容、診療方針（訪問診療計画）、診療内容、診療月日、部位、点数、負担金徴収額について記載不備が認められた。
 - ・ 額関節症において症状、所見、経過等について記載の不十分な例があった。
 - ・ 拔歯手術において縫合、拔糸の記載漏れのある例があった。
- ⑦ 診療録の記載方法、記載内容に不適切な例が認められたので改めること。
 - ・ 判読困難な記載、行間（空白）を空けた記載、欄外への記載、一段に複数行の記載、診療行為の手順と異なる記載が認められた。
 - ・ 塗りつぶしによる訂正が認められた。
 - ・ 独自の略称（「標準」、「パ大」、「パ小」、「コ」、「N」等）を使用していた。
 - ・ 旧略称（「単治」、「GP」）を使用していた。
 - ・ 歯科用合着・接着材料の点数を誤って記載していた。
- ⑧ 「歯科の診療録及び診療報酬明細書に使用できる略称について」（平成28年3月18日保医発0318第5号）を参考に、適切な記載を行うこと。
- ⑨ 診療録の記載にあたっては、必要に応じて全身所見（状態）を記載するなどして、安全な歯科医療提供の向上に努めること。

(2) 歯科技工指示書等

- ① 歯科技工指示書に記載すべき内容（使用材料、発行年月日、発行した歯科医師の氏名及び当該歯科医師の勤務する診療所の所在地）について、不備が認められたので改めること。

2 基本診療料等

(1) 初・再診料

- ① 算定要件を満たしていない歯科初診料を算定していたので改めること。
- ・ 治療の継続性が認められる診療に対して歯科初診料を算定していた。

3 医学管理等

(1) 歯科疾患管理料

- ① 算定要件を満たしていない歯科疾患管理料を算定していたので改めること。
- ・ 歯科疾患管理料を算定した月（患者又はその家族に対して管理計画書を提供していない場合）における当該管理内容の要点を診療録に記載していない例が認められた。
- ② 歯科疾患管理料を算定した際、診療録に記載すべき内容（当該管理内容の要点）について、記載の不十分な事例が認められたので、個別の症例に応じて適切な記載を行うよう改めること。
- ・ 患者の基本状況
 - ・ 全身の状態（基礎疾患の有無、服薬状況等）
 - ・ 歯科疾患と全身の健康との関係
 - ・ 生活習慣の状況
 - ・ 生活習慣の改善目標
 - ・ 口腔内の状態の評価
 - ・ 治療方針の概要
- ③ 管理計画書に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、適切な記載を行うこと。
- ・ 歯科疾患と全身の健康との関係
 - ・ 治療方針の概要

〈文書提供加算〉

- ④ 歯科疾患管理料に係る管理計画書について、原本を患者又はその家族に提供し、その写しを診療録に添付すること。

(2) 歯科衛生実地指導料

- ① 算定要件を満たしていない歯科衛生実地指導料 1 を算定していたので改めること。
- ・ 歯科衛生士に行った指示内容等の要点を診療録に記載していない例が認められた。
- ② 歯科衛生実地指導料に係る患者に提供する文書について、原本を患者に提供し、その写しを診療録に添付すること。
- ③ 診療録に記載すべき内容（歯科衛生士に行った指示内容等の要点）について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、適切な記載を行うこと。
- ④ 情報提供文書に記載すべき内容（ブレーカーの付着状況、保険医療機関名、主治の歯科医師の氏名、指導を行った歯科衛生士の氏名）について、記載の不十分な例が認められたので、適切な記載を行うこと。

(3) 診療情報提供料

- ① 算定要件を満たしていない診療情報提供料（I）を算定していたので改めること。
- ・ 交付した文書の写しを診療録に添付していない例が認められた。

② 診療情報提供文書に記載すべき内容について、記載の不十分な事例が認められたので、個別の症例に応じて必要な記載を的確に行うよう改めること。

- ・ 診療状況

(4) 薬剤情報提供料

① 情報提供を行うべき内容について、記載の不十分な事例が認められたので、個別の症例に応じて適切な記載を行うよう改めること。

- ・ 用法・用量
- ・ 相互作用

(5) 新製有床義歯管理料

① 有床義歯に係る管理を行うに当たっては、「有床義歯の管理について」(平成19年11月 日本歯科医学会)を参考にすること。

② 新製有床義歯管理料に係る情報提供文書について、原本を患者に提供し、その写しを診療録に添付すること。

4 検査

(1) 細菌簡易培養検査

① 算定要件を満たしていない細菌簡易培養検査を算定していたので改めること。

- ・ 検査結果を診療録に記載していない例が認められた。

(2) 歯周病検査

① 算定要件を満たしていない歯周基本検査を算定していたので改めること。

- ・ 必要な検査(歯周ポケット測定(1点以上)及び歯の動搖度)の検査結果を診療録に記載していない例が認められた。

② 画一的に歯周精密検査を実施している事例が認められたので、歯周疾患の状態、治療の内容等により、歯周基本検査、歯周精密検査の必要性を十分に考慮した上で、検査の選択を行うよう改めること。

③ 歯周基本治療(スケーリング等)から、次の歯周病検査までが短期間で行われている例や、歯周病検査が短期間に繰り返し行われている例が認められたので、歯周病検査の実施にあっては、治癒機転等を考慮し、実施時期等について個々の症例毎に適切に判断すること。

5 画像診断

(1) 診断料

① 算定要件を満たしていない画像診断における診断料を算定していたので改めること。

- ・ 歯科エックス線撮影、歯科パノラマ断層撮影、歯科用3次元エックス線断層撮影を行った場合に、写真診断に係る所見を診療録に記載していない例が認められた。
- ・ 歯科エックス線撮影を行った場合に、診療録に記載すべき写真診断に係る所見が実態と異なる。

② 歯科エックス線撮影、歯科パノラマ断層撮影を行った場合に、診療録に記載すべき写真診断に係る所見について、画一的な記載、不十分な記載が認められたので、適切な記載を行うこと。

(2) 画像診断に係る一連の費用

- ① 不適切な画像診断に係る一連の費用を算定していたので改めること。
 - ・ 歯科エックス線撮影において、治療に必要な部位が撮影されていない不適切な例が認められた。
 - ・ 歯科エックス線撮影において、画像が不鮮明で診断に利用できない例が認められた。
 - ・ 歯科エックス線撮影のフィルムを紛失している事例が認められた。

6 リハビリテーション

(1) 歯科口腔リハビリテーション1

- ① 算定要件を満たしていない歯科口腔リハビリテーション料1を算定していたので改めること。
 - ・ 調整方法及び調整部位又は指導内容の要点を診療録に記載していない例が認められた。
- ② 診療録に記載すべき内容（調整方法及び調整部位又は指導内容の要点）について、記載の不十分な例が認められたので、適切な記載を行うこと。
- ③ 有床義歯に係る管理を行うに当たっては、「有床義歯の管理について」（平成19年11月 日本歯科医学会）を参考にすること。

7 歯周治療

(1) 診断、処置、手術等

- ① 「歯周病の診断と治療に関する指針」（平成19年11月 日本歯科医学会）を参照し、歯科医学的に妥当適切な歯周治療を行うこと。
- ② 歯周病診断基準の理解が不十分で歯周病検査、画像診断の結果が診断、治療に十分活用されていないので改めること。

(2) 歯周基本治療

- ① 歯周病検査結果等から判断して、スケーリング・ルートプレーニングの必要性に乏しい例が認められたので、検査結果に基づく的確な診断により、適切な治療を行うこと。
- ② 歯周基本治療（スケーリング、スケーリング・ルートプレーニング、歯周ポケット搔爬）から、次の歯周病検査までの間隔が極めて短く、歯科医学的に不適切な例が認められたので改めること。

(3) 歯周病患者の補綴治療

- ① 「歯周病の診断と治療に関する指針」（平成19年11月 日本歯科医学会）に基づき、歯周病患者の補綴治療は、補綴予定部位の当該歯の病状安定後又は治癒後に行うことを原則とすること。
- ② 歯周基本治療後に確認の歯周病検査を行わず、歯冠修復、ブリッジ、有床義歯に着手している例が認められたので改めること。
- ③ 歯周治療に先行する歯冠修復、ブリッジ、有床義歯に係る治療が行われた事例が認められたので改めること。
- ④ 歯周治療と並行する歯冠修復、ブリッジに係る治療が行われている例が認められたので改めること。
- ⑤ 補綴物（冠、ブリッジ、有床義歯）装着後、極めて短期間に当該歯に対して、歯周基本治療（スケーリング・ルートプレーニング）を実施している不適切な事例が認められたので改めること。

8 処置

(1) う蝕処置

- ① う蝕処置において、診療録に記載すべき内容（使用した保険医療材料名、処置内容）について、記載の不十分な例が認められたので、適切な記載を行うこと。

(2) 齒内療法

- ① 算定要件を満たしていない加圧根管充填処置を算定していたので改めること。
- 根管充填後に歯科エックス線撮影で根管充填の状態を確認していない例が認められた。
 - 適切な加圧根管充填が行われていない例が認められた。
 - 加圧根管充填処置において、根管充填後に撮影した歯科用エックス線フィルムが根管充填の確認に利用できない例が認められた。
 - ガッタパーチャポイント等を主体として根尖孔外に根管充填材を溢出させずに気密な根管充填を行っていなかった。

(3) 暫間固定・暫間固定装置修理

- ① 暫間固定において、検査結果、診療内容から判断して、必要性の乏しい暫間固定（簡単なもの）の算定が認められたので改めること。
- ② 暫間固定において、エナメルボンドシステムによる連結固定を行ったものに、装着に係る費用及び装着材料を算定している不適切な例が認められたので改めること。

(4) 床副子・床副子調整

- ① 床副子の調整について、調整部位、方法の診療録記載が不十分な例が認められたので充実を図ること。
- ② 顎関節症に係る症状、所見等の診療録記載が乏しく、診断根拠や治療経過が不明確な例が認められたので、記載内容の充実を図ること。

(5) 歯冠修復物又は補綴物の除去

- ① 抜歯と同時の処置について、歯冠修復物又は補綴物の除去を算定している不適切な例が認められたので改めること。
- ② 算定要件を満たしていない根管内ポストを有する铸造体の除去に係る費用を算定していたので改めること。
- 歯根の長さの3分の1以上のポストにより根管内に維持を求めるために製作された铸造体以外のものについて算定していた。
 - スクリューポストを除去した場合について算定していた。

(6) 有床義歯床下粘膜調整処置

- ① 算定要件を満たしていない有床義歯床下粘膜調整処置を算定していたので改めること。
- 旧義歯が不適合で義歯の床裏装や再製作が必要とされる場合以外の場合に算定している。

9 手術

(1) 抜歯手術

- ① 抜歯手術（難抜歯加算を含む）における症状、所見、手術内容及び予後について、診療録の記載内容が不十分な例が認められたので、適切に記載すること。
- ② 算定要件を満たしていない難抜歯を算定していたので改めること。
- 歯根肥大、骨の癒着歯、歯根彎曲等に対する骨の開さく又は歯根分離術等が行われていない例が認められた。

- ③ 算定要件を満たしていない埋伏歯を算定していたので改めること。
- 骨性の完全埋伏歯又は歯冠部が3分の2以上の骨性埋伏である水平埋伏智歯に該当しない場合に、埋伏歯の抜歯に係る費用を算定していた。

(2) 口腔内消炎手術

- 算定要件を満たしていない口腔内消炎手術を算定していたので改めること。
- 手術部位、症状及び手術内容の要点を診療録に記載していない例が認められた。
- 診療録に記載すべき内容（手術部位、症状及び手術内容の要点）について、記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

(3) 歯根囊胞摘出手術

- 歯根囊胞摘出手術における症状、所見及び手術内容について、診療録の記載内容が不十分な例が認められたので、適切な記載を行うこと。また、保険請求を行う際には、算定要件に留意し個々の症例毎に適切に判断すること。

10 麻酔

- 伝達麻酔を施行した部位について、診療録に記載していない不適切な事例が認められたので改めること。
- 麻酔の費用を算定できない場合においても、麻酔を行った際には、行った麻酔方法、使用した麻酔薬剤の名称、使用量を診療録に記載すること。

11 歯冠修復及び欠損補綴

(1) 補綴時診断料

- 算定要件を満たしていない補綴時診断料を算定していたので改めること。
- 診療録に記載すべき内容（製作を予定する部位、欠損部の状態、欠損補綴物の名称及び設計等の要点）について、記載のない事例が認められたので、個別の症例に応じて必要な記載を的確に行うこと。
- 診療録に記載すべき内容（製作を予定する部位、欠損部の状態、支台歯の状態、欠損補綴物の名称及び設計等の要点）について、具体性に欠ける記載の不十分な事例が認められたので、個別の症例に応じて必要な記載を的確に行うこと。

(2) クラウン・ブリッジ維持管理料

- クラウン・ブリッジ維持管理料に係る情報提供文書について、原本を患者に提供し、その写しを診療録に添付すること。

(3) ブリッジ

- 延長ブリッジについて、歯の欠損状況等から判断して、「ブリッジについての考え方 2007」に即した設計ではなく、ブリッジの給付対象とならないものを算定している不適切な例が認められたので改めること。

(4) 有床義歯

- 有床義歯の製作
- 補強線をバーとして誤って算定している不適切な例が認められたので改めること。

② 有床義歯修理・有床義歯内面適合法

ア 算定要件を満たしていない有床義歯修理（咬合の再形成、床延長）を算定していたので改めること。

- ・ 多数歯欠損でないものに算定している例が認められた。

イ 有床義歯修理算定に当たって、診療録に記載すべき内容（修理内容の要点）について記載の不十分な例が認められたので、適切な記載を行うこと。

12 在宅医療

(1) 歯科訪問診療料

① 算定要件を満たしていない歯科訪問診療を算定していたので改めること。

- ・ 診療時間が20分未満であった。

② 歯科訪問診療補助加算

- ・ 診療録に記載すべき内容（診療の補助を行った歯科衛生士の氏名）について、記載の不十分な例が認められたので、適切な記載を行うこと。

(2) 訪問歯科衛生指導料

① 歯科医師が、診療録に記載すべき内容について、不十分な記載が認められたので、個別の症例に応じて必要な記載を的確に行うよう改めること。

- ・ 歯科衛生士等に指示した内容

13 その他

(1) 保険外診療

① 保険給付外の材料を用いて製作した有床義歯を保険給付の対象としている不適切な例が認められたので改めること。

II 診療報酬の請求等に関する事項

1 届出事項

(1) 次の事項について、変更が届け出られていないので、速やかに届出すること。

- ① 保険医の異動
- ② 標榜診療科目の変更

2 掲示事項

① 施設基準等の届出事項に掲げる掲示については、正式名称で掲示するよう改めること。

② 施設基準等の届出事項に掲げる掲示について、一部の掲示が行われていない例が認められたので改めること。

- ・ 歯科訪問診療料の注13に規定する基準

③ 報告を行っている施設基準等の掲示について、報告された金額と相違している例が認められたので適切な掲示等を行うこと。

- ・ う蝕に罹患している患者の指導管理

④ 明細書発行に関する院内掲示については、「医療費の内容の分かる領収証及び個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の交付について」（平成28年3月4日 保発0304第11号）の院内掲示例を参考とし、掲示内容を改めること。

3 診療報酬請求

(1) 総論的事項

- ① 診療録と診療報酬明細書において、診療内容、部位、病名、所定点数及び合計点数について不一致が認められたので、十分に照合・チェックを行うこと。
- ② 診療報酬明細書において病名の誤りが認められたので改めること。

(2) 診療報酬明細書の記載

- ① 歯冠修復物及び補綴物の除去を請求する際は摘要欄に除去した歯冠修復物並びに補綴の部位及び種類を記載すること。

4 一部負担金等

(1) 一部負担金

- ① 一部負担金の徴収について、適切に徴収していない例が認められたので改めること。
 - ・ 徴収すべきものから適切に徴収していない。
 - ・ 自家診療分が徴収されていなかった。
- ② 一部負担金及び未収金の管理が不十分であるので改めること。

(2) 領収証・明細書

- ① 明細書について、患者から交付を希望しない旨の申し出がない場合は、個別の診療報酬点数の項目の分かる明細書を発行しなければならないので改めること。

5 その他

- ① 関係資料（保存期間を終了していない過去の診療録、自家診療分の診療録、歯科エックス線撮影にかかる電子データ、納品書、一部負担金の日計表等）の未持参が認められたので、指示したものは必ず持参すること。